

◎新潟県告示第510号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年4月14日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 丸潟地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成27年8月28日から平成28年3月4日まで
- 3 作業地域 北蒲原郡聖籠町大字丸潟ほか地内